

かすみがうら市教育委員会12月定例会会議録（HP掲載分）

1 招集期日

平成26年12月19日（金）

2 招集場所

霞ヶ浦庁舎 大会議室

3 出席委員

委員長	田澤高保
委員	中島和彦
委員	飯村恵子
委員	宮本雪代
教育長	大山隆雄

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

教育部長	飯田泰寛
学校教育課長	坂本重男
生涯学習課長	
（兼）あじさい館長	中泉栄一
生涯学習課副参事（兼）図書館長	宮本敏光
郷土資料館長	屋代久雄
霞ヶ浦公民館長	
（兼）千代田公民館長	齋藤裕之
学校教育課教育指導室長	塚谷吉行
学校教育課課長補佐	齋藤隆男
学校教育課総務係長	鈴木教男

6 協議事項

報告第15号 教育委員会所管の平成26年度第4号補正予算について
議案第36号 平成26年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び
評価の結果に関する報告書について
議案第37号 平成27年度教育予算編成に関する要望書について

7 会議の概要

開会 午前9時00分

教 育 部 長 : 起立、礼、着席
 本日は、定例教育委員会に出席していただきまして、大変ご苦勞様でございます。それでは、委員長よりご挨拶をいただきしたいと思います。

委 員 長 : おはようございます。本日は、事前に頂いた資料を見ると議題が多いので、早速ですが、会議に移させていただきます。本日は、5名の委員さんが出席されておりますので、会議は成立いたします。これより、12月の定例教育委員会を開催いたします。
 最初に、教育長より事務報告を求めます。

教 育 長 : 資料教育長動静により報告する。(12月の教育長事務報告、内容省略)
 委 員 長 : ただいまの報告について、何か質疑等ございましたらお願いします。
 委 員 : 12月1日の新規採用職員試験ですが、何名ぐらいの方を採用しますか。

教 育 長 : 事務職と専門職を合わせて、10名程度です。
 委 員 : はい、分かりました。
 委 員 長 : 他にありませんか。
 委 員 : 12月17日の合同統合委員会は、霞ヶ浦地区の小中学校統合委員会ですか。

学 校 教 育 課 長 : はい。霞ヶ浦地区の小中学校統合委員会・運営検討委員会で、後ほど説明させていただきます。

委 員 : はい、分かりました。
 委 員 長 : 他にありますか。
 特になしというでしたら、早速、議事に移らせて頂きます。

学 校 教 育 課 長 : 報告第15号「教育委員会所管の平成26年度第4号補正予算について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
 報告第15号教育委員会所管の平成26年度第4号補正予算について、市議会定例会で可決成立したので、別紙のとおり報告します。
 では、4ページの方をご覧ください。10款の教育費が44,806千円の増額補正です。
 続きまして、8ページをご覧くださいと思います。2歳入の部、14款2項6目教育費国庫補助金ですが、中学校費補助金の減額補正でございます。内訳としまして、学校施設環境改善交付金は、下稲吉中学校トイレ大規模工事が本年度不採択になりまして6,610千円の減額、霞ヶ浦中学校の屋内運動場の大規模工事が非構造部材のみ補助対象となったための11,398千円の減額となり、合わせて18,008千円減額となります。次に、へき地児童生徒援助費等補助金ですが、霞ヶ浦中学校のスクールバス委託料の減額に伴う補助金の減額になるものです。
 次に、21款1項6目教育債は、1節から5節までございますが、それぞれ施設の整備費において、財源振替に伴う補正となっております。
 次に、歳出の部をご説明させていただきます。10ページをご覧くださいと思います。10款2項1目小学校管理費の内、06小学校給食管理運営事業は給食調理員の賃金の増額でございます。代替調理員不足に伴う賃金の増でございます。
 次に、2目教育振興費の内、02小学校図書費運営事業、図書館司書の賃金の増額でございますが、霞ヶ浦中学校の統合に伴う図書の整理に予定していたものより多く掛かりまして、それに伴う補正でございます。
 次に、3目小学校整備費の内、05小学校施設耐震促進事業の減額でございますが、上佐谷小学校と新治小学校の耐震補強工事実施設計委託業務を発注しまして、その契約差金につきまして減額補正するものでございます。06下稲吉小学校施設整備事業は、下稲吉小学校の校舎改築工事実施設計業務委託の契約差金に伴う減額でございます。07美並小学校施設統

合環境整備事業については、美並小学校のプール整備工事が93,159千円の増額でございますが、8月に一度入札を行いました、不調となり再度積算して、増額補正をしたものでございます。美並小学校校舎増築工事につきましても、当初予算に比ばまして資材等が割高となっております、現状に合わせ積算いたしまして、37,936千円の増額としております。美並小学校の備品につきましても、増築工事が今年度中の完成が無理という事で、次年度完了見込に変更になったことから工事の進捗に合わせまして次年度購入に変更するために、全額を減額補正するものでございます。

次に、10款3項1目中学校管理費、02中学校管理運営事業については、霞ヶ浦中学校スクールバス運行委託でございます。当初5台予定しておりましたが、4台に変更になったことから減額となっております。03中学校施設維持管理事業は、下稲吉中学校校舎トイレ大規模改造工事の工事費を減額するもので、国庫補助事業で予定しておりましたが、今年度国庫補助事業が不採択となったため、全額を減額するものでございます。次年度行うように予算措置、補助申請を行っている状況です。

次に、2目中学校教育振興費、02中学校図書室運営事業でございますが、図書館司書賃金が、統合に伴う図書整理を行うために不足が生じることから増額補正するものです。

次に、3目中学校設備費、04中学校施設耐震促進事業につきましては、下稲吉中学校屋内運動場耐震補強及び大規模改造工事設計業務委託を発注しております、その契約差金の減額でございます。05南中学校施設統合環境整備事業については、財源の振替を歳入の方で実施しております。

次に、10款4項社会教育費1目社会教育総務費は、人件費にかかる補正でございます。

次に、2目公民館費、3目文化振興費、4目図書館費、5目郷土資料館費と10款5項1目保健体育総務費につきましては、職員の人件費の補正でございます、内容につきましては当初予算に付しまして職員の異動及び今年度人事院勧告が出ておまして、それに伴う給料制度の改正等に係る補正となっております。詳細については、省略させていただきます。

次に、10款4項6目あじさい館管理費02あじさい館管理事業の燃料費でございますが、重油単価の値上がりに伴う増額です。光熱水費は、電気単価の値上がり及び使用料の増に伴う増額でございます。修繕費については、各修繕を行っております、不足が生じたことに伴う増額でございます。あじさい館防水改修工事は、屋根の防水工事を実施しております、その契約差金の減額でございます。ロータリー脇屋根付き通路天井改修工事11,686千円の増額でございます。こちらにつきましては、台風18号の際、天井の一部が漏水等により落下したため、利用者の安全確保のため改修工事を行う事になり、増額の計上となっております。説明については、以上です。

委員長： ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。

委員： 下稲吉中学校のトイレ関係は、どうなっているのでしょうか。

学校教育課長： 下稲吉中学校のトイレ工事は今年度見送りという結果でございますが、昨年補助の申請はして要求はしておりましたが、今年度は全体的に学校関係の施設の工事が多いような状況でございます、耐震工事、落下防止など危険性ある個所と学校統合に関する工事を優先するという事で、あまり危険性のないものや緊急性のないものは次年度以降という事で採択が見送られたような状況です。

委員： 危険個所が優先になりますし、工事費の高騰も分かりますので、なるべ

委員 長 : 早く予算を取得して、実施するようお願いします。
その他にありませんか。
特にないようでしたら、報告第15号については、報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
〔「異議なし。」の声あり〕
ご異議なしと認めます。よって、報告第15号につきましては、報告の通り承認することに決めます。
次に、議案第36号「平成26年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の結果に関する報告書について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

学校教育課長 : それでは、資料の3ページをご覧ください。議案第36号平成26年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の結果に関する報告書について、平成26年12月19日提出かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、教育委員会の所管する事務事業の点検・評価について、別紙のとおり報告したく、教育委員会の議決を求めるものでございます。別冊の方をご覧くださいと思います。

平成26年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の結果に関する報告書で平成25年度対象となっております。こちらに付きましては、本日議決しますと、2月ごろになりますが、市議会の全員協議会で報告を行う予定であります。

次に、目次の方をご覧ください。第1章から第4章までそれぞれ4章だてとなっております。第1章で教育委員会の事務の点検・評価制度の概要、第2章で教育委員会の活動、第3章で点検及び評価結果、第4章で学識経験者の意見でまとめています。

それでは、1ページの方をご覧くださいと思います。第1章の教育委員会の事務の点検・評価制度の概要でございます。趣旨という事で、記載しております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、教育委員会が、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表するものです。

点検評価の対象としましては、平成25年度事業で市の総合計画に掲げられるもののうち、教育委員会が所管する施策を対象とし、点検評価の対象とするものとします。

4の点検評価の方法でございますが、総合計画の基本計画に基づいて、自己点検評価表を書類にまとめ、自己点検評価を行っております。その後、事務点検評価委員の方に自己点検表を見てご意見・ご助言をいただいております。点検評価委員につきましては、記載の通りでございます。

事務の点検評価の日程でございますが、10月15日から3回実施しております。1回目は資料の説明を行いました。2回目は、事務局で作成しました資料について委員から個別の意見等を頂いております。第3回目では、意見の調整を行いました。総括し報告書の作成を行っております。

2ページから5の平成25年に教育委員会が実施した主な事務事業の点検という事で、それぞれの事務事業についてナンバー1から27まで4ページにかけて記載をしております。27項目で区分しております。

次に、5ページをご覧くださいと思います。第2章で教育委員会の活動の報告でございます。1で教育委員会の状況を記載しております。それぞれの委員さんと任期、期数を記載しております。2の教育委員会の開催状況ですが、平成25年度には定例会を12回、臨時会を3回実施してございます。その内容につきましては、6ページから3の教育委員会定例

会・臨時会の状況として、(1)の平成25年度教育委員会審議内容という事で、議案ごとそれぞれ順次7ページにかけて記載しております。7ページ下(2)平成25年度教育委員会報告案件ということで、報告案件を7ページから8ページの中段にかけて記載しております。(3)では、平成25年度教育委員会選挙案件が記載しております。次に(4)で平成25年度教育委員会協議案件でございます。以上が教育委員会の活動の報告でございます。

次に、9ページをご覧ください。第3章点検及び評価結果で、ナンバー1から順次ナンバー27まで55ページにかけて記載しております。この表の構成につきましては、点検表様式1という事で、施策の方向、担当課・係を記載しております。施策の内容を記載して、その次に関係事業名を記載し、平成25年度の取組状況を記載しております。それに対しまして、課題・今後の対応、目標達成状況の内部評価とその他、ここまでが事務の担当部局で作成しまして、自己の点検評価でございます。一番下の点検・評価委員の意見、こちらが上でまとめた書類に対する点検・評価委員さんの意見という事で記載しております。

委員 長 : ただいまの説明について、何か、ご質疑ございませんか。

(「質疑なし。」の声あり)

質疑がないようですので、議案第36号につきましては、原案の通り決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第36号原案のとおり決します。

次に、議案第37号「平成27年度教育予算編成に関する要望書について」を、議題といたします。事務局から説明をお願い致します。

学校教育課長 : 資料の4ページをご覧頂きたいと思います。議案第37号平成27年度教育予算編成に関する要望書について、平成26年12月19日提出かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。市長への平成27年度教育予算編成に関する要望書を別紙のとおり提出いたく、教育委員会の議決を求める、別紙にて案が配付していますのでご覧ください。

— 「平成27年度教育予算編成に関する要望書(案)」朗読 —

要望書の説明につきましては、以上でございます。

委員 長 : ただいまの説明で、何かご質疑はございませんか。

埋蔵文化財は、保管する施設がないのですか。

生涯学習課長 : 千代田公民館の裏に倉庫があるのですが、一部、屋根や床が抜けていまして、埋蔵文化財は箱に入っているのですが、雨の時は一部水に濡れてしまう場合があります。埋蔵文化財は増える一方ですので、ある程度大きい施設が欲しいと思っています。以前より要望している内容です。

教育部長 : 今回は学校の統廃合がありますので、いい機会ではないかと考えております。優先順位から言いますと、生活に直結しないもので予算が取得できない現実であります。今回は、空き校舎を有効に活用できるのかなと期待していますので、教育委員会から要望できればと考えております。

委員 長 : その他、何か、ご質疑ありませんか。

(「質疑なし。」の声あり)

質疑がないようですので、議案第37号につきましては、原案の通り決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第37号原案のとおり決します。

次に、各課の事業報告及び事業計画の説明をお願いします。

学校教育課長 : 学校教育課の事業報告及び計画を説明(12月の事業報告及び1月の事業計画、内容省略)

- 指 導 室 長 : 学校教育課 教育指導室の事業報告及び計画を説明(12月の事業報告及び1月の事業計画、内容省略)
- 生涯学習課長 : 生涯学習課社会教育係・スポーツ振興係の事業報告及び計画を説明(12月の事業報告及び1月の事業計画、内容省略)
- 郷土資料館長 : 生涯学習課郷土資料館の事業報告及び計画を説明(12月の事業報告及び1月の事業計画、内容省略)
- 公民館長 : 霞ヶ浦公民館・千代田公民館の事業報告及び計画を説明(12月の事業報告及び1月の事業計画、内容省略)
- 図書館長 : 図書館の事業報告及び計画を説明(12月の事業報告及び1月の事業計画、内容省略)
- 委員 長 : ただいまの説明で何か、ご質疑はございませんか。
- 委 員 : 生涯学習課にお聞きしますが、11月23日のかすみがうら市長杯ですが、126チーム、600名以上の剣士が集まったという事ですが、近隣の大会でもかなり多いのではないですか。
- 生涯学習課長 : 茨城県内からたくさん集まり実施されました。
- 委員 長 : 他にありませんか。
- 委 員 : 生涯学習課にお聞きしますが、成人式の準備は進んでいますか。
- 生涯学習課長 : 特に問題なく進んでいます。
- 委 員 : 成人式は、節目の旅立ち時ですので、式の中で後輩から励ましや先輩からの応援とかあってもいいと思いますが追加できますか。
- 生涯学習課長 : 今年度の実施は難しいですが、来年度は計画したいと思います。
- 委員 長 : 特にないようなので、次に、その他の事項に入ります。
報告事項等がありましたら、説明をお願いします。
- 学校教育課長 : 統合小学校統合委員会の開催状況をご報告させて頂きたいと思います。資料に付きましては、本日配付させて頂きました「統合小学校統合委員会の開催状況について」をご覧ください。

11月19日に第8回統合委員会を合同で行っています。協議内容としましては、校名を行いまして、2統合小学校の校名について、運営検討委員会で選定した各15点を基に、小学校保護者と行政区長等を対象としてアンケート結果を踏まえ、以下のように校名案を決定しております。下大津・美並・牛渡・宍倉統合小学校が、「霞ヶ浦南小学校」です。佐賀・安飾・志士庫統合小学校が、「霞ヶ浦北小学校」ということで案として決定されています。平成27年第1回定例会に条例の改正案を提案する予定であります。

次に、11月19日同日、統合委員会の終了後に運営検討委員会を実施しております。内容としましては、スクールバスについて、11月にアンケートを実施しましてその報告を行っております。その内容については、先ほどお配りしました「学校統合だより」の裏面に記載させて頂いております。質問の内容としましては、2kmを対象とする基準案を示しましてアンケートを取っております。質問の一点目は、「2kmとなる児童が住居する集落を対象とする事にどう思いますか。」適当である、適当でないという設問にしました。設問1の回答としましては、「適当である」というのが全体の87.6%、「適当でない」が9.9%という内容です。大体2km以上が適当という回答になっています。「適当でない」と答えた主な意見ですが、「すべての人が利用できるようにした方がよい。」という意見に対しまして、「現在は2km以上の距離であっても歩いて通学している。」という事で2kmは近いという意見です。「旧美並小学校区を基準とすると3km程度がよいのではないか。」さらには、「全員をバス通学にしていって、一定の利用料を徴収してみてもは。」という意見がございました。

設問2は、「素案によりスクールバスが運行された場合、スクールバス

を利用したいですか。」1が「利用したい」、2が「利用しなくてよい」というもので、回答といたしましては、「利用したい」というのが82.2%、「利用しなくてよい」は8.3%、無回答が9.6%という状況です。2の「利用しなくてよい」と答えた方の主な意見としましては、「体力低下が心配、ただし、同一地区の児童が全員バス利用で集団下校ができなければ、利用したい。」という事で歩いてもいいが一定の通学班ごとで活用したいという回答でございます。「歩いて登校することで体力がその他いろいろ学べると思うので。」という事で利用しなくていいという事でした。アンケートの内容は以上です。

合同委員会の校章について、校章の作成方法について協議し、2つの小学校の校章並びに霞ヶ浦中学校との統一感や一体感を狙い、デザインの専門家に委託し3点程度作成し、3点を基にアンケートを実施後、統合委員会で決定することといたしております。

2ページをご覧ください。12月17日に運営検討委員会を合同委員会という形で実施いたしております。協議の内容はスクールバスについて、下側の運行基準案をお示ししまして、これに基づいて協議を行って頂いております。概略を説明させていただきます。

スクールバスの運行の目的は中学校と同じで、通学距離や通学時間が長くなり、負担が増えることとなる児童が安全に通学し、また、元気に学校生活を送ることができるよう、通学を容易にするためスクールバスを運行します。あわせて、公平性の観点から同じ条件で美並小学校区でもスクールバスを運行しますということになっております。

車両及び料金では、中型バスで無料にて運行するとしております。

スクールバスの利用対象は、自宅から統合小学校までの距離がおおむね2km以上で、利用を希望し、年度単位及び通学班単位で利用登録をした児童を対象とすることとしております。

停留所及び通学班は、統合小学校から2km以上の地点に停留所を設置するという事と、また、自宅からの通学距離が2km以内の児童であっても、指定の停留所を利用することで、スクールバスに乗車できるものとしますという事で行っていきます。こちらも中学校の時の考え方と同じような考え方をしております。

運行のコースは、19コースという事で、19台のバスを運行するような内容になっております。

運行便数は、朝と夕1便とするという事で、下校時が1便となりますので低学年との時間差がございますが、全学年一斉下校という事で今後、学校運営の中で調整を行う予定となります。

スクールバスの対象地区については、次のとおりとしますということで、下大津小地区は全対象となっております。美並小学校は、2kmを超える所のみ対象となります。牛渡地区は全対象となります。宍倉小も全対象です。佐賀地区は、大平と大寿が2km以内となりますので、こちらが除外地区となります。安飾小は、小常から新屋敷・田端・出戸・芝久保・下高野・下軽部が2km以内という事で対象外としております。志士庫小学校区は全域が対象となっております。

最後に、運行基準の見直しという事で記載しまして、児童の入学及び卒業に伴う児童数の増減や利用状況等さまざまな変化に対応しつつ、効率的な運行に資するため運行本数、運行コース、運行料金等を含めた運行基準の見直しを行うこととして、年度ごとに運行のコース等を見直すということと、長期的視点で料金等を含めた見直しを行うというような記載をしています。

スクールバスの協議の中で、ご説明しました運行基準の中で意見をいた

だいております。美並小学校区については、統合校のため通学状況に変化が無く、これまでどおり徒歩での通学が適当であるとの意見がありまして、美並小学校区はスクールバスの利用対象としないよう修正することとして運営検討委員会では決定となっております。ただし、バス利用の有無については、学校生活上重要な問題であることから、事務局で美並小学校の保護者の意見を確認・集約した内容での、運行基準（案）として次回の統合委員会へ提案するというので、運営検討委員会では、美並小学校は対象としない決定ですが、今後、学校教育課で美並小学校の保護者の意見を踏まえた基準案で、他地区と同じように2km以上はバスに乗りたいという意見が占める場合は、それを基に修正した内容で統合委員会へ提出すると決定しております。以上でございます。

委員 長 : ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。
委員 : 2点質問したいのですが、1点目、スクールバスは無料で運行しますが、無料の期間は決まっていますか。2点目、自宅から2km以内の児童であっても、指定の停留所を利用することによって、バスに乗れるということですが、停留所までの通学に関して、乗る時も降りてから家に帰るまでの安全性とかをどう確保するのか、お聞きしたいのです。

学校教育課長 : はい、1点目のスクールバスが長期的に無料なのかということですが、現時点では、無料とお話しております。ご指摘のように補助金については5年間出されますが、その後は地域づくり基金等を活用して実施することで臨時議会でも説明しております。当面、無料ということですが、財政難で運営できないような場合の為に対応できるよう一応記載させて頂くという考えでございます。

2点目の2km以内の児童であっても指定の停留所まで歩けば乗車可能かということですが、通学班単位で乗車するのであれば、乗車可能と考えております。ただし、通学班単位ではなく、個人での乗車は不可となります。

委員 長 : ちなみに、スクールバスの経費はどのぐらい掛かるのですか。
学校教育課長 : 経費は、観光バスの基準が変わり、値上がっている状況で、現在、中学校では1台で約1000万円、小学校では議会に出させて貰った資料で、1台756万円という事で試算していたのですが、基準が変わった為、正確ではありませんが1台で約850万円程度、台数は19台必要と見込んでおります。

委員 長 : その他、特になければ、次回の定例教育委員会の日程を決めたいと思います。1月27日火曜日、午前9時から霞ヶ浦庁舎大会議室で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにいたします。

以上で、本日の定例教育委員会を閉会いたします。

お忙しい中、ご質疑、誠にありがとうございました。

教育部長 : 起立、礼。

閉会 午前11時10分

委員 長

書 記 齋藤隆男

書 記 鈴木教男